

○財務省告示第二百六十九号
個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十四年七月十七日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十四年八月九日

財務大臣
安住淳

安
住

淳

四 発行額	三 振替法の適用等	二 発行の根拠の条項	一 名称及び記号
額面金額で二百三十五億五百三	以下「振替法」という。」の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	東日本大震災からの復興のための施策を実施するためには、財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第六十九条第四項（平成十三年法律第七十五号）社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）。	個人向け利付国庫債券（変動・十年）（第八百二回）

六 五 四
振替額 最低額面金 発行額
単位

六
九 八 七
適 初 発 發 振
用 期 行 行 替
利 利 價 日 單
率 子 格 位
の

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
平成二十四年七月十七日

○年額面金額百円につき百円
○五パーセント

率の後第利子まら第
適の七率ので第二
用利期適の六期
利子以用利期か

～すに五發子年
のるおか行計當
結果月け月か算た
にくる超ら期たり
に行入の償間、各利
基わ札十年還まで
づれへ利払期に各利
算入札當利付該國
算出札開始期間が
され除日のが直九
た複くの直近年
。属近

年

(二)

(一)

○額記非發たにりに座るものとし、その利子に
 ～るに(一)居行金百算つに記載又は振替口座簿中の口
 ○を當該非居住者であります、前記(一)の算式によ
 五控除税の税率を乗じた金額を受ける者が、前が
 パーすることができる。

$$\begin{array}{r} \text{額記非發たにりに座るものとし、その利子に} \\ \text{発行時において、その利子に} \\ \text{金額を第十八号に規定する。} \\ \hline \text{額記非發たにりに座るものとし、その利子に} \\ \text{発行時において、その利子に} \\ \text{金額を第十八号に規定する。} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \text{額記非發たにりに座るものとし、その利子に} \\ \text{発行時において、その利子に} \\ \text{金額を第十八号に規定する。} \\ \hline \text{額記非發たにりに座るものとし、その利子に} \\ \text{発行時において、その利子に} \\ \text{金額を第十八号に規定する。} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \text{額記非發たにりに座るものとし、その利子に} \\ \text{発行時において、その利子に} \\ \text{金額を第十八号に規定する。} \\ \hline \text{額記非發たにりに座るものとし、その利子に} \\ \text{発行時において、その利子に} \\ \text{金額を第十八号に規定する。} \\ \hline \end{array}$$

十三 初期利子

初期利子

率回りに、六六を乗じた
する率は〇・〇五パーセントを下回るとときは、
その率は〇・〇五パーセントと
平成二十五年一月十五日を支払
する。ただし、乗じた率が〇・〇五パーセントを下回るとときは、
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号から第十六号において規定す
る期日について同じ。）

十四 第二期か

第二期からまでの利子

毎年一月十五日及び七月十五日
を支払期とし、各支払期において、
その日以前六月間に属する利子として、
次の算式により算出した金額を支払う。
額面金額 × $\frac{0.05}{100} \times \frac{1}{2}$

十五

第七期以
後の利子

毎年一月十五日及び七月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

十六
十七
償還期限

平成三十四年七月十五日
額面金額百円につき百円

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$

の 中 払 払
取 途 込 込
扱 換 場 期
い 金 所 日

平成二十四年七月十七日
日本銀行の本店又は支店
中途換金の買取りは、平成二十
五年七月十五日以後において行
うこととし、その買取金額は、
次式により算出した金額とする。
次式に応じ、それぞれの算
出し算出した金額とする。
（一）
平成二十五年七月十五日から
平成二十六年一月十五日前
までの間の場合
額 + 経過利子に相当す
る金額 - (買い取る日の直前
の利子支払期に支払われた利
子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ +
その直前の利子支払期に支払
われた利子に相当する金額)
× $\frac{79.685}{100}$ - 受入経過利子に相

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄について零とす（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100}$$

初期利子支払期の6カ月前の日
から発行日までの日数

(二) 付録 11 + 長期 1 口 + 田口 田口
後の賜金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$) + わかれた利息に相当する金額
× $\frac{79.685}{100}$)

例 金 中途換

び贈貨業復大東所支元利
贈呈幣記興震日払利
呈及の念事災本場金

口基る震向準第
座準こ震災け日六
の日と復国情六
残にと興債を一
高おし事業有う子
ごけ、業記す。支
とるそ記する支
に各の念る者払
、取贈貨期に期
次扱呈幣（以下
の機枚数贈日本
算式のは呈個大
に各す大人基

(一) しじ、それぞれの買取金額は、当該個人が該年七月十五日前には当該債券を有する者には、当該債券を購入することができる。算式次の中途換金により算出される買取金額は、該債券の買取価格と該債券の償還価格との差額である。
$$\text{買取金額} = \frac{\text{該債券の面額} - (\text{初期利子} \times \frac{79.685}{100}) + \text{経過利子}}{\text{該債券の償還利子} \times \frac{79.685}{100} + \text{経過利子}} \times \text{該債券の面額}$$

(二) 日本銀行の場合は、該債券の面額に相当する金額（該債券の面額 - 受入経過利子）を計算する。
$$\text{買取金額} = \frac{\text{該債券の面額} - (\text{経過利子} \times \frac{79.685}{100}) + \text{経過利子}}{\text{該債券の償還利子} \times \frac{79.685}{100} + \text{経過利子}} \times \text{該債券の面額}$$

ままで平成二十五年一月十五日前から平成二十六年一月十五日前までの間の場合は、該債券の面額に相当する金額（該債券の面額 - 受入経過利子）を計算する。

枚数計算方法

(一) 基おしる者における被相続人の口座には、基準日に当該個人が死亡し、基準日前に個人向け国債を有する者が死亡し、基準日に当該個人が確定した場合に、基準日における被相続人の口座の残高を算出する。

$$\text{額面金額} \times \frac{1}{10,000,000}$$

(二)

(イ) 東日本大震災復興事業記念千円銀貨の額面金額が一千円未満の場合

$$\text{額面金額} \times \frac{1}{1,000,000}$$

(ロ) 東日本大震災復興事業記念千円銀貨の額面金額が一千円以上の場合

$$\text{額面金額} \times \frac{1}{1,000,000,000}$$

前記(一)の算式で算出した東日本大震災復興事業記念1万円金貨の枚数

の 情 な に 贈 貨 業
提 報 個 必 呈 幣 記
供 等 人 要 等 の 念

る 財 の 残 へ 国
° 務 月 高 氏 債
省 末 等 名 を 有 す る 者 の 個 人 情
が ま で 住 所 、
指 定 に 、 基 準 電 話
す 財 務 日 番 号
る 務 省 の 属 号
者 省 に も 提 し す 、
提 供 く る 保 報
す は 月 有 等